

証券コード 8200
平成20年5月12日

株 主 各 位

本店所在地 長崎県長崎市鍛冶屋町6番50号
本社事務所 (東京本社) 東京都港区高輪三丁目23番17号
品川センタービルディング4階
(福岡本社) 福岡県福岡市博多区豊一丁目1番6号

株式会社リンガーハット

代表取締役社長 八 木 康 行

第44期定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当社第44期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができませんので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成20年5月27日(火曜日)午後6時までにご到着するようご返送をお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成20年5月28日(水曜日)午前10時
2. 場 所 福岡県福岡市中央区渡辺通一丁目1番2号
ホテルニューオータニ博多 4階 鶴の間
(末尾の会場ご案内図をご参照ください)
3. 目的事項
報告事項
 1. 第44期(平成19年3月1日から平成20年2月29日まで)事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第44期(平成19年3月1日から平成20年2月29日まで)計算書類報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 資本準備金の額の減少の件
- 第3号議案 監査役2名選任の件

4. 招集に当たっての決定事項

- (1) 議案に対して賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取扱います。
- (2) 代理人により議決権を行使される場合は、当社定款の定めに従い、議決権を有する他の株主さま1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書面をご提出いただくことが必要です。

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。
(アドレス<http://www.ringerhut.co.jp/>)

(提供書面)

事業報告

〔平成19年3月1日から
平成20年2月29日まで〕

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、米国におけるサブプライムローン問題に端を発した金融市場の混乱が原油価格高騰に拍車をかけ、緩やかな回復基調で推移していた景気に大きな影を落とし、先行きへの警戒感が一気に増大してまいりました。

フードサービス業界におきましては、同一マーケット内における異業種間シェア競争と、原材料や運賃等のコスト上昇による収益性への影響に加え、賞味期限改ざん、食材産地偽装、輸入食材の安全性等「食の安心・安全」問題が大きくクローズアップされ、以前にも増して厳しい経営環境が続いております。

このような環境の中でも、当社グループは中期経営計画「3つの基本戦略」に基づき、様々な施策を積極的に行なってまいりました。

第一の基本戦略「人財力の拡充」として、地元に着目し小商圏での売上拡大を図るべくフランチャイズオーナー募集を推進し、社員フランチャイズ店への移行を37店舗、また新たに4名（6店舗）の純粋外部フランチャイズオーナーをビジネスパートナーとして迎え入れることができました。これにより当連結会計年度末でのフランチャイズオーナー数は39名となりました。

また、新規学卒・一般採用及び即戦力となる優秀なパート・アルバイトからの正社員登用等を含め、現場店舗運営の原動力となる正社員を通期で計60名採用いたしました。さらに、QSC（店舗クォリティー・サービス・クリンリネス）インストラクターを新たに配置し、店舗スタッフのマネジメント能力向上とサービスレベルの底上げに取り組んでまいりました。

第二の基本戦略「店舗力の向上」では、まず宅配事業として、両業態メニューの混載宅配が特長であるリンガーハット・浜勝併設店舗を中心に新たに7拠点（12店舗）で宅配を開始、さらに今後の宅配ビジネスモデルとなる、宅配専門1号店「リンガー'S行徳店」をオープンするなど、順調

に拡大を進め、当連結会計年度末での宅配実施店舗は12拠点（21店舗）となりました。

また新規出店では、特にイニシャルコストを抑え収益構造の大幅な改善を図ることができるショッピングセンター内への新規出店を24店舗と集中強化するなど計34店舗を出店、1店舗の業態変更、不採算店舗等8店舗を退店した結果、当連結会計年度末では合計559店舗（うちフランチャイズ74店舗）となり、前連結会計年度末比で26店舗の純増となりました。

第三の基本戦略「ブランド力の強化」としては、当社グループのブランドテーマ“*We are the CHAM-PON*”、キャラクター「ちゃんぽんちゃん」を長期的なブランド戦略として策定し、ブランド価値向上に取り組んだ結果、殊に西日本地区においては本キャラクターの認知度60%超を獲得するなどそのブランドイメージは浸透しつつあります。

商品施策としては自社工場製造の「冷凍ちゃんぽん」「冷凍皿うどん」「豚の角煮」関連商品を軸に本格的な外販事業に着手し、業務・小売販売、大手メーカーとの共同開発商品の販売、オンラインショッピング等の多種多様の販路を開拓することができました。さらにリンガーハット及び浜勝業態の主力商品から、保存料・合成着色料の一切を排除し、従来にも増して「食の安心・安全」に配慮した商品づくりにも取り組んでおります。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は365億65百万円（前連結会計年度比1.7%増）となりました。

一方利益面では、第1四半期における計画売上高未達、不採算店舗への減損会計適用や繰延税金資産取崩等のマイナス面はあったものの、全社的に徹底的なコストコントロールを実施しコストの大幅な削減に取り組むとともに、店舗改造投資を圧縮し利益面での改善を図り、営業利益5億69百万円（同162.2%増）、経常利益4億29百万円（同193.7%増）、当期純利益37百万円（前連結会計年度当期純損失1億49百万円）と、増収増益を達成することができました。

事業別概況は次のとおりであります。

<長崎ちゃんぽん事業>

ちゃんぽん業態ナンバーワン企業としての誇りと自信を、従業員が一体となってブランドキャラクター「ちゃんぽんちゃん」に託し、キャンペーンテーマ“*We are the CHAM-PON*”を前面に打ち出したテレビCMやクーポンチラシによる客数増加対策等、リンガーハットブランドの強化に注力してまいりました。

新規出店ではイオンモール津田沼店ほか、大型ショッピングセンター内

フードコートに22店舗出店するなど計29店舗を出店し、1店舗の業態転換、不採算店7店舗の退店を行なった結果、当連結会計年度末の店舗数は454店舗（うちフランチャイズ63店舗）となりました。

新商品としては「コーンバターとんこつみそちゃんぽん」「揚香鶏（よかどり）ちゃんぽん」「辛ねぎとんこつみそちゃんぽん」などを、また、お客さまの声を取り入れた「小さめかきちゃんぽん」を新たに季節商品に投入する等、バリエーション豊かな商品を開発・販売し、ちゃんぽんの商品力強化に取り組んでまいりました。

以上の結果、売上高は257億14百万円（前連結会計年度比1.7%増）、営業利益は1億45百万円（同7.1%増）と、増収増益を達成することができました。

<とんかつ事業>

浜勝におきましては、従前のリングーハット店舗との共同宅配に加え、新たに単独宅配を2店舗で実施するなど、計9店舗での新規宅配を開始し、当連結会計年度末の宅配実施店舗数は11店舗、年間売上高1億30百万円規模となり、収益構造改善に大きく寄与しはじめています。

また朝食事業につきましても、新たに14店舗で開始し、計32店舗で年間売上高は90百万円規模となり、新たな顧客層開拓への貢献度を確実に高めております。

新規出店は西日本地区に計5店舗を出店し、このほか1店舗をリングーハットへ業態転換、収用による退店1店舗を含み、当連結会計年度末における店舗数は104店舗（うちフランチャイズ11店舗）となりました。

さらにエコ箸の全店展開や、電子マネー（Edy）導入による航空会社とのタイアップ販促等、浜勝ブランド力をより高める活動を実施してまいりました。

以上の結果、厳しい経営環境の中でも既存店売上高は前年比100.7%を達成し、売上高103億89百万円（前連結会計年度比4.0%増）、営業利益13億65百万円（同19.6%増）と、増収増益を達成することができました。

<和食事業>

長崎の郷土料理専門店「長崎卓袱浜勝」におきましては、夏の創業祭イベント等、地元客獲得対策で一定の成果をおさめました。長崎市における観光イベント等の減少により観光シーズンの売上高の落ち込みが顕著となり、売上高は1億90百万円（前連結会計年度比2.0%減）、営業損失は16百万円（前連結会計年度営業損失12百万円）となりました。

< 建築事業 >

関係会社の改装改造工事の減による建設工事売上高の減少により、売上高は23億89百万円（前連結会計年度比31.7%減）、営業利益は71百万円（同25.9%減）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度に実施しました設備投資金額（敷金、差入保証金及び建設協力金を含む）は19億16百万円で、その主なものは次のとおりであります。

（百万円未満切り捨て）

設備投資内容	投資金額
	百万円
① 新設店舗工事（34店）	1,205
② 改造・改装工事（7店）	45
③ 店舗設備購入	212
④ 工場設備購入	309
⑤ その他設備	143
合計	1,916

（注）記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しておりますので、加減結果が合計表示と不一致となる場合があります。（以下同様）

③ 資金調達の状況

当連結会計年度において、特筆すべき事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当する事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当する事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当する事項はありません。

- ⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況
該当する事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分 \ 期 別	平成16年度 第 41 期	平成17年度 第 42 期	平成18年度 第 43 期	平成19年度 第44期(当期)
売 上 高 (百万円)	32,525	35,067	35,952	36,565
経 常 利 益 (百万円)	701	725	146	429
当期純利益又は当 期純損失(△) (百万円)	△ 185	123	△ 149	37
1株当たり当期純利益 又は当期純損失(△) (円)	△ 8.76	5.91	△ 7.39	1.86
純 資 産 (百万円)	12,028	11,014	10,348	10,083
総 資 産 (百万円)	24,271	25,140	25,131	25,033

- (注) 1. 売上高には、その他の営業収入を含めて記載しております。
2. 記載金額については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
3. 第43期より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。
4. 1株当たり当期純利益又は当期純損失は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社との関係
該当する事項はありません。

② 重要な子会社の状況

名 称	資 本 金	議決権比率	主要な事業内容
リンガーハットジャパン株式会社	百万円 100	% 100.0	「長崎ちゃんぼんリンガーハット」の営業
浜 勝 株 式 会 社	100	100.0	「とんかつ浜勝」の営業
卓 袱 浜 勝 株 式 会 社	30	100.0	「長崎卓袱浜勝」の営業
リンガーハット開発株式会社	300	100.0	建 設 業

(4) 対処すべき課題

少子高齢化により個人消費は盛り上がりには欠け、原材料高騰、食の信頼性回復、と外食市場がクリアすべき課題に事欠かない厳しい状況の中で、中期経営計画の達成と強固な経営基盤の礎を構築するためには、「人財力の拡充」「店舗力の向上」「ブランド力の強化」の3つの基本戦略への注力を継続し、挑戦的にさらなる売上高獲得を目指すことこそが使命と考えます。

① 人財力の拡充

- (イ) 引き続き有能なビジネス・パートナーとしてのフランチャイジーを募集し、フランチャイズならではの地域密着型経営を推進し、個々の小商圏における一層の競合力強化を図り、次期は直営店からフランチャイズ店への転換を40店舗計画しております。
- (ロ) 優秀なパート・アルバイトからの登用も含め、現場店舗の原動力となるべき正社員採用を積極的に進め、通期で60名の採用を計画しております。
- (ハ) 地域毎のマーケット特性に合わせた、きめ細かい店舗運営とQSC（クオリティー・サービス・クリンリネス）レベル向上を目的に、平成20年3月より営業事業会社の組織を細分化し、店長を統括するエリアマネージャーを配置しております。

② 店舗力の向上

- (イ) 出店戦略は、長崎ちゃんぼん事業では収益構造の大幅な改善を目論み、ショッピングセンター内のフードコートを中心にリンガーハット25店舗、浜勝事業では新業態店舗を含め5店舗、合計30店の新規出店を計画しております。

(ロ) リンガーハットでは、NOS（ニュー・オペレーション・システム）への転換を30店舗計画しております。また、宅配事業（リンガー’S）業態の確立を目指します。

(ハ) 浜勝では、従来型店舗より上級クラスのとんかつ店「御影（みかげ）浜勝」（神戸市）を平成20年3月にオープンいたしました。これによりますます多様化する顧客ニーズに対応できる業態開発に取り組んでまいります。また惣菜事業・宅配事業についても引き続きビジネスとしての確立を図ってまいります。

③ ブランド力の強化

(イ) “We are the CHAM-PON”、キャラクター「ちゃんぼんちゃん」は、当社グループ全体の重要な中核となるキャンペーンテーマと象徴であり、あらゆる場面で外部告知媒体に活用し、企業ブランドを強化してまいります。

(ロ) 全社的統一マーケティング施策と並行して、地域特性ごとに客数、客単価、収益性それぞれに照準を当てた商品戦略、販促戦略を実施し、予算セールスの達成を目指すエリアマーケティングを実施してまいります。

(ハ) 当社グループの専門性を活かし、家庭で手軽に調理できる外販商品を店舗網やインターネットショッピング等の様々な販路形態で販売し、コンスタントな売上高が確保できる外販ビジネスとしての成立を目指します。

以上により第45期連結業績の見通しは、売上高375億円、営業利益6億円、経常利益4億80百万円、当期純利益2億20百万円をそれぞれ見込んでおります。

株主の皆さまにおかれましては、今後とも何とぞ一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容（平成20年2月29日現在）

当社グループは、当社と子会社4社で構成され、「長崎ちゃんぼん」の専門店「リンガーハット」、「とんかつ」の専門店「浜勝」を主としたチェーン店、及び長崎郷土料理「長崎卓袱浜勝」の経営、食品・食品原材料の製造・加工並びに販売、店舗建設及び設備メンテナンスを主な内容とする事業活動を行っております。

(6) 主要な営業所及び工場（平成20年2月29日現在）

企業集団の主要拠点等

当 社 本 店 長崎県長崎市鍛冶屋町6番50号（登記上の本店）
 東 京 本 社 東京都港区高輪三丁目23番17号 品川センタービルディング4階
 福 岡 本 社 福岡県福岡市博多区豊一丁目1番6号
 工 場 佐 賀 工 場 佐賀県神埼郡吉野ヶ里町大曲4550番地5号
 富士小山工場 静岡県駿東郡小山町棚頭字高天秤224番5号
 太宰府工場 福岡県太宰府市高雄一丁目3694番地2号

店 舗

地区	都道府県	リンガート ハット	浜 勝	卓 袂 浜 勝	地区	都道府県	リンガート ハット	浜 勝	卓 袂 浜 勝
九州地区	長崎県	33(14)店	15(5)店	1店	関東・東海地区	埼玉県	41(8)店	2(-)店	1店
	福岡県	88(14)	40(4)	—		東京都	65(1)	5(-)	—
	佐賀県	19(7)	6(-)	—		神奈川県	51(1)	—	—
	熊本県	21(8)	9(2)	—		千葉県	27(-)	3(-)	—
	大分県	15(3)	4(-)	—		茨城県	2(-)	—	—
	鹿児島県	12(4)	3(-)	—		栃木県	4(1)	—	—
	宮崎県	10(2)	5(-)	—		山梨県	1(-)	—	—
	沖縄県	2(-)	—	—		静岡県	11(-)	1(-)	—
	小計	200(52)	82(11)	1		小計	202(11)	11(-)	—
中国地区	山口県	5(-)	4(-)	—		合計	454(63)	104(11)	1
	広島県	5(-)	6(-)	—					
	小計	10(-)	10(-)	—					
関西・中京地区	大阪府	9(-)	—	—					
	奈良県	1(-)	—	—					
	兵庫県	5(-)	1(-)	—					
	愛知県	21(-)	—	—					
	三重県	2(-)	—	—					
	岐阜県	4(-)	—	—					
	小計	42(-)	1(-)	—					

(注) うちフランチャイズ店舗数を（ ）に内数表示しております。

(7) 使用人の状況 (平成20年2月29日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
589 (4,918) 名	△2 (△364) 名

(注) 使用人数は就業人員であり、パートタイマー・アルバイトは () 内に年間の平均人員 (1ヵ月165時間換算) を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
122 (461) 名	△3 (+96) 名	43.9歳	16.0年

(注) 使用人数は就業人員であり、パートタイマー・アルバイトは () 内に年間の平均人員 (1ヵ月165時間換算) を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (平成20年2月29日現在)

借入先	借入額
株式会社十八銀行	2,677百万円
株式会社西日本シティ銀行	1,788
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,542
株式会社福岡銀行	1,395
三菱UFJ信託銀行株式会社	1,380
株式会社三井住友銀行	619
商工組合中央金庫	545
株式会社新生銀行	495
第一生命保険相互会社	323
日本生命保険相互会社	261
株式会社みずほ銀行	200

(注) 記載金額の百万円未満は切り捨てて表示しております。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当する事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（平成20年2月29日現在）

- ① 発行可能株式総数 46,000,000株
- ② 発行済株式の総数 21,927,972株
- ③ 株主数 13,214名
- ④ 単元株式数 100株
- ⑤ 発行済株式の総数の10分の1以上の数の株式を保有する株主

株主名	当社への出資状況	
	持株数	出資比率
ヨネハマホールディングス有限会社	3,400千株	16.8%

(注) 出資比率は自己株式（1,665,069株）を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（平成20年2月29日現在）

平成17年11月14日開催の取締役会決議による新株予約権の発行内容
株式会社リンガーハット第1回新株予約権

- ・新株予約権の数
6,201個（新株予約権1個につき100株）
- ・新株予約権の目的である株式の数
620,100株
- ・新株予約権の払込金額
無償
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
1個当たり 133,900円（1株当たり 1,339円）
- ・新株予約権の行使に際して株式を発行する場合の資本組入額
1株当たり 670円
- ・新株予約権を行使することができる期間
平成19年6月1日から平成22年5月31日まで
- ・新株予約権の行使の条件
(イ) 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という）は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、顧問又は従業員その他これらに準ずる地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他これに準ずる正当な理由のある場合はこの限りではない。

(ロ) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使できるものとする。

(ハ) その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

・当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的である株式の数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	950個	普通株式 95,000株	7名
社外取締役	—	—	—
監査役	—	—	—

(注) 上記は退職等の理由により権利を喪失した者の新株予約権の数及び目的となる株式の数を減じて記載しております。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当する事項はありません。

③ その他の新株予約権等に関する重要な事項

該当する事項はありません。

(3) 会社役員 の 状 況

① 取締役及び監査役の状況（平成20年2月29日現在）

役 職 名	氏 名	担当及び他の法人等の代表状況
取 締 役 会 長	米 濱 和 英	社団法人日本フードサービス協会会長
代表取締役社長	八 木 康 行	リンガーハット開発㈱代表取締役会長
代表取締役専務	秋 本 英 樹	営業本部長 リンガーハットジャパン㈱代表取締役社長
常 務 取 締 役	八 幡 和 幸	管理本部長
取 締 役	前 田 泰 司	生産本部長
取 締 役	鎌 田 武 紀	開発本部長 浜勝㈱代表取締役社長
取 締 役	米 濱 鉦 二	
取 締 役	志 水 洵 一	
常 勤 監 査 役	閑 敏 郎	
監 査 役	東 富 士 男	東法律事務所 所長
監 査 役	増 山 晴 英	

- (注) 1. 取締役志水洵一氏は、社外取締役であります。
2. 監査役東富士男氏及び監査役増山晴英氏は、社外監査役であります。
3. 当該事業年度に係る役員の重要な兼職状況は、以下のとおりであります。
・取締役米濱和英氏は、株式会社ジェフグルメカードの取締役会長を兼務しております。
4. 監査役弓野健次氏は、平成19年5月24日をもって任期満了により退任いたしました。

② 当事業年度中に退任した取締役及び監査役

前回の第43期定時株主総会（平成19年5月24日開催）の終結の日の翌日以降に在任した役員で当事業年度中に退任した者はありません。

③ 取締役及び監査役に支払った報酬等の総額

(記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。)

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役 (う ち 社 外 取 締 役)	8名 (1)	125百万円 (3)
監 査 役 (う ち 社 外 監 査 役)	3 (2)	19 (4)
合 計 (う ち 社 外 役 員)	11 (3)	144 (8)

- (注) 1. 取締役のうち、使用人兼務取締役に該当するものはありません。
2. 上記には、直前の株主総会終結の時（平成19年5月24日開催の第43期定時株主総会）をもって任期満了によって退任した、社外監査役（1名）の人員数及び報酬は含めておりません。
3. 平成13年1月23日開催の臨時株主総会において、取締役の報酬限度額は月額30百万円以内、監査役の報酬限度額は月額5百万円以内と承認されております。
4. ストック・オプションによる報酬額
「(2) 新株予約権等の状況」に記載の第1回新株予約権（ストック・オプション）は、旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく発行であり、「ストック・オプション等に関する会計基準」（企業会計基準第8号）及び「企業会計基準適用指針」（企業会計基準第11号）の適用を受けないため、役員報酬等には含めておりません。
5. 上記のほか、平成18年5月25日開催の第42期定時株主総会決議（役員退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給）に基づき、役員退職慰労金を下記のとおり支給しております。
- 退任社外監査役 1名 78万円

④ 社外役員に関する事項

(イ) 他の会社との兼任状況（他の会社の業務執行者である場合）及び当社と当該他の会社との関係

監査役東富士男氏は、東法律事務所の所長を兼務しております。なお、当社は東法律事務所との間に顧問弁護士契約を締結しております。

(ロ) 他の会社の社外役員の兼任状況

該当する事項はありません。

(ハ) 当事業年度における主な活動状況

・取締役会及び監査役会への出席状況

定時取締役会にはすべての社外取締役及び社外監査役ともに毎回出席しております。また監査役会には、すべての社外監査役が毎回出席しております。

・取締役会及び監査役会における発言状況

取締役志水洵一氏は、マーケティングに関する高度な知見を有することより、マーケティング見地からの商品戦略や、広告媒体の有効的活用など、マーケティング戦略全般に関しての分析と具体的手法等についての提案を行なっております。

監査役東富士男氏は、企業法務上の重要なアドバイスや、販売戦略の効果に関して具体的な発言を行なっております。

監査役増山晴英氏は、国内外の経済情勢に関連した意見や、財務政策に関する具体的な助言を行なっております。

(ニ) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役並びに各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役並びに各社外監査役ともに、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(4) 会計監査人の状況

① 名 称 新日本監査法人

② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	22百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	22

(注) 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 非監査業務の内容

該当する事項はありません。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得た上で、又は下記に掲げる監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任又は不再任を株主総会に提案いたします。

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、取締役会に会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることを請求します。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人新日本監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(5) 業務の適正を確保するための体制

当社は、「業務の適正を確保するための体制」（いわゆる内部統制システム）の整備構築に係る基本方針を以下のとおり定めております。（平成18年5月25日開催の取締役会決議）

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社グループの役員並びに従業員は、平成17年11月1日に制定された「リンガーハットグループ行動基準」に掲げる五つの実践訓によって形成される倫理観並びに行動基準を指針とし、企業の社会的責任（CSR）を果たし、その基礎となる法令・定款を遵守するコンプライアンス体制を推進する。

- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役は、取締役会規則並びにリンガーハットグループ役員内規の定めに従って職務を遂行し、その職務執行に係る電磁的記録を含む議事録・資料書類等については、厳重な管理のもと、適切に保存する体制を推進する。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
既存の危機管理マニュアルを十分に運用しつつ、また想定されるあらゆるリスク評価と見直しをCSR推進部署を中心に行なっていく体制を推進する。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制
常勤の取締役で構成する常勤役員会の設置と、職務権限規程に定める業務分掌により、各取締役が常に適正かつ効率的に職務執行ができる体制を推進する。
- ⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
使用人のコンプライアンス体制を確保するため、倫理委員会を設置しリンガーハット・ヘルプラインを運営しながら、法令・定款違反を未然に防止する体制を推進する。
- ⑥ 会社並びに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
全社あるいはリンガーハットグループ全体に影響を及ぼす重要事項については、会議開催による多面的な検討を経て慎重に決定する仕組みとし、同グループの取締役、執行役員及び監査役で構成する経営会議を設置する。また、業務運営の状況を把握し、その改善を図るため内部監査を実施する。
- ⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項
社長直轄の独立した内部監査室に属する従業員が監査役の職務の補助を行なう。また内部監査室の人事異動及び人事考課については、監査役の同意を得た上で決定する。

- ⑧ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

会社の信用失墜や業績に重大な影響を及ぼす恐れのある事項、また「リンガーハットグループ行動基準」に著しく反する事実があった場合に、リンガーハット・ヘルプラインが有効に機能し、取締役はその報告を監査役に遅滞なく報告できる体制を推進する。

- ⑨ その他監査役の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制

監査役の独立性要件を確保するため、監査役会規則の整備を推進する。

また監査役は経営会議、役員合宿、役員社長面談などの重要な会議に出席することができる。さらに総務人事部門、CSR部門は必要に応じて監査役の職務を補助することができ、内部監査室及び会計監査人は、監査役との連携を図り、適切な意思疎通と監査に必要な情報の共有及び実効的な監査業務の遂行を支援する。

(6) 会社の支配に関する基本方針

特記すべき事項はありません。

連結貸借対照表

(平成20年2月29日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	2,861,673	流 動 負 債	9,323,891
現金及び預金	1,344,796	買掛金	705,394
売掛金	274,015	短期借入金	4,530,000
たな卸資産	459,736	1年内返済予定 の長期借入金	2,261,012
前払費用	320,562	未払費用	780,025
繰延税金資産	38,003	未払法人税等	212,736
未収消費税等	162,057	未払消費税等	105,458
その他	312,846	その他	729,264
貸倒引当金	△ 50,343	固 定 負 債	5,625,878
固 定 資 産	22,171,851	長期未払金	446,820
有 形 固 定 資 産	14,719,204	長期借入金	4,436,475
建物及び構築物	7,820,698	退職給付引当金	501,009
機械装置及び運搬具	557,646	預り保証金	232,517
土地	5,646,354	その他	9,056
建設仮勘定	105	負 債 合 計	14,949,769
その他	694,399	純 資 産 の 部	
無 形 固 定 資 産	341,609	株 主 資 本	10,234,478
投 資 其 他 の 資 産	7,111,037	資本金	5,028,962
投資有価証券	650,360	資本剰余金	5,057,892
繰延税金資産	960,560	利益剰余金	2,013,303
差入保証金	1,076,656	自己株式	△ 1,865,681
建設協力金	1,039,239	評価・換算差額等	△ 150,723
敷金	3,021,725	その他有価証券評価差額金	△ 150,723
その他	399,994	純 資 産 合 計	10,083,754
貸倒引当金	△ 37,500	負 債 及 び 純 資 産 合 計	25,033,524
資 産 合 計	25,033,524		

連結損益計算書

〔自 平成19年3月1日〕
〔至 平成20年2月29日〕

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		35,725,642
売 上 原 価		11,147,477
売 上 総 利 益		24,578,165
そ の 他 の 営 業 収 入		840,129
営 業 総 利 益		25,418,294
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		24,849,076
営 業 利 益		569,218
営 業 外 収 益		55,154
受 取 利 息	16,590	
受 取 配 当 金	11,011	
そ の 他	27,552	
営 業 外 費 用		195,348
支 払 利 息	172,234	
そ の 他	23,113	
経 常 利 益		429,023
特 別 利 益		104,878
収 用 に 伴 う 補 償 金	52,095	
二 酸 化 炭 素 排 出 抑 制 事 業 等 補 助 金	48,937	
そ の 他	3,845	
特 別 損 失		213,841
前 期 損 益 修 正 損	21,740	
固 定 資 産 除 却 損	52,391	
退 店 に よ る 損 失	30,736	
減 損 損 失	50,709	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	50,680	
そ の 他	7,584	
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		320,060
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	212,012	
法 人 税 等 調 整 額	70,485	282,498
当 期 純 利 益		37,562

連結株主資本等変動計算書

〔自 平成19年 3月 1日〕
〔至 平成20年 2月 29日〕

(単位：千円)

	株 主 資 本					評価・換算 差 額 等	純資産合計
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計	その他有価証券 評 価 差 額 金	
平成19年 2月28日残高	5,028,962	5,044,552	2,177,990	△1,930,888	10,320,616	27,939	10,348,556
当連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当(注)			△ 101,020		△ 101,020		△ 101,020
剰 余 金 の 配 当			△ 101,228		△ 101,228		△ 101,228
当 期 純 利 益			37,562		37,562		37,562
自 己 株 式 の 取 得				△ 2,994	△ 2,994		△ 2,994
自 己 株 式 の 処 分		13,340		68,201	81,542		81,542
株主資本以外の項目 の当連結会計年度中 の変動額(純額)						△178,663	△ 178,663
当連結会計年度中の変動額合計	—	13,340	△ 164,686	65,207	△ 86,138	△178,663	△ 264,801
平成20年 2月29日残高	5,028,962	5,057,892	2,013,303	△1,865,681	10,234,478	△150,723	10,083,754

(注) 平成19年 5月定時株主総会における利益処分項目であります。

連 結 注 記 表

〔自 平成19年3月1日〕
〔至 平成20年2月29日〕

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

1. 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 4社
- ・主要な連結子会社の名称 リンガーハットジャパン株式会社
浜勝株式会社
卓袱浜勝株式会社
リンガーハット開発株式会社

② 非連結子会社の状況

非連結子会社に該当する会社はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

関連会社に該当する会社はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社4社の事業年度の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法に基づく原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

① 商品、仕込品、原材料

月別移動平均法による原価法

② 貯蔵品

最終仕入原価法

(3) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法(ただし、平成10年4月1日以降取得の建物及び建物付属設備(建物とみなされる造作物のみ)については定額法)を採用しております。

なお、平成11年3月1日以降取得した取得価額10万円以上20万円未満の資産については、3年間で均等償却する方法を採用しております。また、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 10年～31年

機械装置及び運搬具 4年～15年

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、償却年数については法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。また、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率法により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

なお、数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（3年）による定額法により按分した額を翌連結会計年度より損益処理することとしております。

(5) 重要なリース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(6) 消費税等の会計処理

税抜方式を採用しております。

5. 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項

連結子会社の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。

(会計方針の変更)

1. 有形固定資産の減価償却の方法の変更

平成19年度の法人税法の改正（所得税法等の一部を改正する法律（平成19年3月30日法律第6号）及び法人税法施行令の一部を改正する政令（平成19年3月30日政令第83号））に伴い、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。

この変更により、従来の方法に比べ売上原価は2,998千円、販売費及び一般管理費は30,516千円増加し、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益は33,514千円減少しております。

2. 開店支援金収入の計上区分の変更

従来、フランチャイズオーナー店へ移行する際の開店支援金収入については、営業外収益として会計処理をしておりましたが、フランチャイジー募集活動による営業活動の成果をより明確にするため、当連結会計年度よりロイヤリティ収入として、その他の営業収入に計上する方法に変更しております。

この変更により、従来の方法に比べその他の営業収入及び営業利益は30,508千円増加し、営業外収益は同額減少しておりますので、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響はありません。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保提供資産及びこれに対応する債務

担保資産の内容及びその金額

土地	2,352,238千円
建物及び構築物	159,948千円
機械装置及び運搬具	805千円
その他	207千円
合計	2,513,199千円

担保に係る債務の金額

短期借入金	3,930,000千円
1年内返済予定の長期借入金	1,522,048千円
長期借入金	2,991,275千円
合計	8,443,323千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額

16,846,684千円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：株)

	前連結会計年度末 株 式 数	当連結会計年度 増 加 株 式 数	当連結会計年度 減 少 株 式 数	当連結会計年度末 株 式 数
発行済株式				
普通株式	21,927,972	—	—	21,927,972
自己株式				
普通株式(注)	1,723,871	2,075	60,877	1,665,069

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加2,075株は単元未満株の買取りによる増加であります。また、減少60,877株のうち60,700株はストック・オプションの権利行使に伴う売渡しによる減少であり、177株は単元未満株の売渡しによる減少であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

会 社 名	内 訳	目的となる 株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (千円)
			前連結会 計年度末	当連結会 計年度増加	当連結会 計年度減少	当連結会 計年度末	
提出会社 (親会社)	ストック・オプション としての新株予約権	普通株式	620,100	—	101,800	518,300	—
連結子会社	—	—	—	—	—	—	—
			620,100	—	101,800	518,300	—

(注) 1 上記の新株予約権は、会社法施行日より前に付与されたものであります。
2 「当連結会計年度減少」101,800株のうち60,700株は権利付与者の権利行使によるものであり、41,100株は権利付与者の退職によるものであります。

3. 配当に関する事項

① 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効力発生日
平成19年5月24日 定時株主総会	普通株式	101,020	5.00	平成19年 2月28日	平成19年 5月25日
平成19年10月5日 取締役会	普通株式	101,228	5.00	平成19年 8月31日	平成19年 11月20日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決 議 予 定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効力発生日
平成20年5月28日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	101,314	5.00	平成20年 2月29日	平成20年 5月29日

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産 (流動)	
未払事業税	16,229千円
未払事業所税	6,393千円
貸倒引当金繰入限度超過額	20,288千円
その他	1,488千円
連結会社間内部利益消去	△ 561千円
繰延税金資産 (流動) 小計	43,838千円
評価性引当額	△ 5,168千円
繰延税金資産 (流動) 合計	38,670千円

繰延税金負債 (流動)	
その他	666千円
繰延税金負債 (流動) 合計	666千円

繰延税金資産 (流動) の純額 38,003千円

繰延税金資産 (固定)	
退職給付引当金算入限度超過額	202,000千円
貸倒引当金繰入限度超過額	15,112千円
合併に伴う固定資産評価損	45,219千円
減損損失	106,077千円
長期未払金	180,068千円
投資有価証券評価損	4,030千円
税務上の繰越欠損金	75,941千円
その他有価証券評価差額金	101,744千円
その他	21,765千円
連結会社間内部利益消去	581,539千円
繰延税金資産 (固定) 小計	1,333,499千円
評価性引当額	△ 302,786千円
繰延税金資産 (固定) 合計	1,030,712千円

繰延税金負債 (固定)	
その他	19,934千円
連結会社間内部利益消去	50,217千円
繰延税金負債 (固定) 合計	70,151千円

繰延税金資産 (固定) の純額 960,560千円

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	497円65銭
2. 1株当たり当期純利益	1円86銭

(重要な後発事象に関する注記)

資本準備金の減少

当社は、平成20年4月11日開催の取締役会において、平成20年5月28日に開催予定の第44期定時株主総会に、下記のとおり資本準備金の額の減少について付議することを決議いたしました。

(1) 資本準備金の額の減少の目的

今後の配当可能利益の充実を図るとともに、自己株式取得などの資本政策に備え、財務戦略上の機動性確保のため、会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金の額の減少をするものであります。

(2) 資本準備金の額の減少の要領

平成20年2月29日現在の資本準備金の額5,042,231,165円のうち、3,000,000,000円を減少させ、その他資本剰余金に振り替えるものであります。なお、減少後の資本準備金の額は2,042,231,165円となります。

(3) 資本準備金の額の減少の日程

- | | |
|---------------|-----------------|
| ① 取締役会決議日 | 平成20年4月11日 |
| ② 定時株主総会決議日 | 平成20年5月28日 (予定) |
| ③ 債権者異議申述公告日 | 平成20年5月29日 (予定) |
| ④ 債権者異議申述最終期日 | 平成20年6月30日 (予定) |
| ⑤ 効力発生日 | 平成20年7月1日 (予定) |

なお、上記内容につきましては、平成20年5月28日開催予定の第44期定時株主総会において承認可決されることを条件といたします。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成20年4月21日

株式会社 リンガーハット

取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員 公認会計士 奥村勝美 ㊞
業務執行社員

指定社員 公認会計士 堺昌義 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社リンガーハットの平成19年3月1日から平成20年2月29日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社リンガーハット及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

連結注記表の重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成20年4月11日開催の取締役会決議において、平成20年5月28日開催の定時株主総会に、資本準備金の減少について付議することを決議した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

連結計算書類に係る監査役会の監査報告

連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、平成19年3月1日から平成20年2月29日までの第44期事業年度に係る連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、連結計算書類について取締役及び使用人等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第159条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る連結計算書類について検討いたしました。

2. 監査の結果

会計監査人新日本監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成20年4月28日

株式会社リンガーハット 監査役会
常勤監査役 関 敏 郎 ⑩
監査役 東 富士男 ⑩
監査役 増 山 晴 英 ⑩

(注) 監査役東富士男、増山晴英は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

貸借対照表

(平成20年2月29日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	2,271,257	流動負債	8,374,195
現金及び預金	1,187,875	買掛金	705,394
売掛金	238,322	短期借入金	4,460,000
商材	2,099	1年内返済予定の長期借入金	2,241,008
原仕込	63,990	未払金	407,276
貯蔵品	33,675	未払費用	80,592
前払費用	134,618	未払法人税等	55,851
未収入益	148,420	未払事業所税	1,477
未収入金	40	預り金	409,385
未収消費税等	96,307	その他	13,210
立替金	162,057	固定負債	4,898,743
繰延税金資産	209,690	長期未払金	417,530
繰延税金資産の他	27,892	長期借入金	3,974,816
貸倒引当金	16,610	退職給付引当金	239,798
固定資産	21,763,225	投資損失引当金	25,382
有形固定資産	14,431,604	預り保証金	232,160
建物	6,979,322	その他	9,056
構築物	912,573	負債合計	13,272,938
機械及び装置	501,651	純資産の部	
車両運搬具	1,601	株主資本	10,912,267
工具器具及び備品	207,382	資本金	5,028,962
土地	5,828,968	資本剰余金	5,057,892
建設仮勘定	105	資本準備金	5,042,231
無形固定資産	340,077	その他資本剰余金	15,661
ソフトウェア	29,014	利益剰余金	2,691,093
施設利用権	10,655	利益準備金	414,439
電話加入権	91,184	その他利益剰余金	2,276,654
借家の他	200,386	店舗拡張積立金	20,000
投資その他の資産	8,836	別途積立金	2,287,000
投資有価証券	6,991,543	繰越利益剰余金	△ 30,345
関係会社株式	650,360	自己株式	△ 1,865,681
出資	530,000	評価・換算差額等	△ 150,723
従業員貸付金	365	その他有価証券評価差額金	△ 150,723
破産更生債権	8,834	純資産合計	10,761,544
長期前払費用	37,500	負債及び純資産合計	24,034,483
差入保証金	103,864		
建設協力金	1,076,656		
敷金	1,039,239		
店舗貸借仮勘定	3,036,667		
繰延税金資産	59,093		
その他の他	385,376		
貸倒引当金	101,084		
	△ 37,500		
資産合計	24,034,483		

損 益 計 算 書

〔自 平成19年3月1日〕
〔至 平成20年2月29日〕

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		11,875,777
売 上 原 価		11,406,502
売 上 総 利 益		469,275
そ の 他 の 営 業 収 入		3,496,010
営 業 総 利 益		3,965,286
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		3,772,483
営 業 利 益		192,802
営 業 外 収 益		47,064
受 取 利 息	16,389	
受 取 配 当 金	11,011	
そ の 他	19,662	
営 業 外 費 用		177,862
支 払 利 息	163,040	
そ の 他	14,821	
経 常 利 益		62,004
特 別 利 益		76,815
収 用 に 伴 う 補 償 金	52,095	
二 酸 化 炭 素 排 出 抑 制 事 業 等 補 助 金	20,874	
そ の 他	3,845	
特 別 損 失		228,795
固 定 資 産 除 却 損	43,770	
退 店 に よ る 損 失	30,736	
減 損 損 失	49,497	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	50,680	
投 資 損 失 引 当 金 繰 入 額	25,382	
そ の 他	28,728	
税 引 前 当 期 純 損 失		89,975
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	56,716	
法 人 税 等 調 整 額	△ 47,788	8,927
当 期 純 損 失		98,903

株主資本等変動計算書

〔自 平成19年3月1日〕
〔至 平成20年2月29日〕

(単位：千円)

	株 主 資 本									
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金	そ の 他 利 益 剰 余 金				利益剰余金合計
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計		配 当 平 均 積 立 金	店 舗 並 び 張 金 積 立 金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金	
平成19年2月28日残高	5,028,962	5,042,231	2,320	5,044,552	414,439	135,000	20,000	2,287,000	135,806	2,992,245
事業年度中の変動額										
配当平均積立金の取り崩し				-		△135,000			135,000	-
剰余金の配当(注)				-					△101,020	△ 101,020
剰余金の配当				-					△101,228	△ 101,228
当期純利益				-					△ 98,903	△ 98,903
自己株式の取得				-						-
自己株式の処分			13,340	13,340						-
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)				-						-
事業年度中の変動額合計	-	-	13,340	13,340	-	△135,000	-	-	△166,151	△ 301,151
平成20年2月29日残高	5,028,962	5,042,231	15,661	5,057,892	414,439	-	20,000	2,287,000	△ 30,345	2,691,093

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等	純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	
平成19年2月28日残高	△1,930,888	11,134,871	27,939	11,162,811
事業年度中の変動額				
配当平均積立金の取り崩し		-		-
剰余金の配当(注)		△ 101,020		△ 101,020
剰余金の配当		△ 101,228		△ 101,228
当期純利益		△ 98,903		△ 98,903
自己株式の取得	△ 2,994	△ 2,994		△ 2,994
自己株式の処分	68,201	81,542		81,542
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)		-	△178,663	△ 178,663
事業年度中の変動額合計	65,207	△ 222,603	△178,663	△ 401,267
平成20年2月29日残高	△1,865,681	10,912,267	△150,723	10,761,544

(注) 平成19年5月定時株主総会における利益処分項目であります。

個 別 注 記 表

〔自 平成19年3月1日〕
〔至 平成20年2月29日〕

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

- | | |
|----------------------|---|
| ① 子会社株式 | 移動平均法による原価法 |
| ② その他有価証券
時価のあるもの | 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） |
| 時価のないもの | 移動平均法による原価法 |

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

- | | |
|--------------|---------------|
| ① 商品、仕込品、原材料 | 月別移動平均法による原価法 |
| ② 貯蔵品 | 最終仕入原価法 |

3. 固定資産の減価償却の方法

- | | |
|-----------------|--|
| ① 有形固定資産 | 定率法（ただし、平成10年4月1日以降取得の建物及び建物附属設備（建物とみなされる造作物のみ）については定額法）を採用しております。
なお、平成11年3月1日以降取得した取得価額10万円以上20万円未満の資産については、3年間で均等償却する方法を採用しております。
また、主な耐用年数は次のとおりであります。 |
| 建 物 | 10～31年 |
| 構 築 物 | 10～20年 |
| 機 械 及 び 装 置 | 10～15年 |
| 車 両 運 搬 具 | 4～5年 |
| 工 具 器 具 及 び 備 品 | 4～6年 |

- | | |
|----------|---|
| ② 無形固定資産 | 定額法を採用しております。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。 |
|----------|---|

4. 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率法により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘査し、回収不能見込額を計上しております。

② 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき当事業年度末に発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（3年）による定額法により按分した額を翌事業年度より費用処理することとしております。

③ 投資損失引当金

関係会社への投資に係る損失に備えるため、当該会社の財政状態及び回収可能性等を勘査して必要と認められる額を計上しております。

5. リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係わる方法に準じた会計処理によっております。

6. 消費税等の会計処理方法

税抜方式を採用しております。

(会計方針の変更)

1. 有形固定資産の減価償却の方法の変更

平成19年度の法人税法の改正（所得税法等の一部を改正する法律（平成19年3月30日法律第6号）及び法人税法施行令の一部を改正する政令（平成19年3月30日政令第83号））に伴い、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。

この変更により、従来の方法に比べ売上原価は3,251千円、販売費及び一般管理費は20,575千円増加し、営業利益及び経常利益は23,827千円減少し、税引前当期純損失は同額増加しております。

2. 開店支援金収入の計上区分の変更

従来、フランチャイズオーナー店へ移行する際の開店支援金収入については、営業外収益として会計処理をしておりましたが、フランチャイジー募集活動による営業活動の成果をより明確にするため、当事業年度よりロイヤリティー収入として、その他の営業収入に計上する方法に変更しております。

この変更により、従来の方法に比べその他の営業収入及び営業利益は30,508千円増加し、営業外収益は同額減少しておりますので、経常利益及び税引前当期純損失に与える影響はありません。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保提供及びこれに対応する債務

担保資産の内容およびその金額

建 物	140,684千円
構 築 物	19,264千円
機 械 及 び 装 置	805千円
工 具 器 具 及 び 備 品	207千円
土 地	2,622,847千円
合 計	2,783,808千円

担保に係る債務の金額

短 期 借 入 金	3,860,000千円
1年内返済予定の長期借入金	1,502,008千円
長 期 借 入 金	2,529,616千円
合 計	7,891,624千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額

14,830,684千円

3. 関係会社に対する金銭債権・債務

短期金銭債権	166,421千円
長期金銭債権	22,139千円
短期金銭債務	416,510千円
長期金銭債務	－千円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高の総額

営業取引による取引高の総額	13,077,033千円
営業取引以外の取引高の総額	1,010,480千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の種類および株式数に関する事項

(単位：株)

	前事業年度末株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式(注)	1,723,871	2,075	60,877	1,665,069

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加2,075株は単元未満株の買取りによる増加であります。また、減少60,877株のうち60,700株はストック・オプションの権利行使に伴う売渡しによる減少であり、177株は単元未満株の売渡しによる減少であります。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産（流動）

未払事業税	7,080千円
未払事業所税	595千円
貸倒引当金繰入限度超過額	20,288千円
その他	595千円
繰延税金資産（流動）合計	28,559千円

繰延税金負債（流動）

その他	666千円
繰延税金負債（流動）合計	666千円

繰延税金資産（流動）の純額 27,892千円

繰延税金資産（固定）

退職給付引当金繰入超過額	96,638千円
貸倒引当金繰入限度超過額	15,112千円
合併に伴う固定資産評価損	45,219千円
減損損失	105,687千円
長期未払金	168,264千円
投資有価証券評価損	4,030千円
投資損失引当金繰入額	10,229千円
その他有価証券評価差額金	101,744千円
その他	18,896千円
繰延税金資産（固定）小計	565,822千円
評価性引当額	△160,511千円
繰延税金資産（固定）合計	405,311千円

繰延税金負債（固定）

その他	19,934千円
繰延税金負債（固定）合計	19,934千円

繰延税金資産（固定）の純額 385,376千円

(リースにより使用する固定資産に関する注記)

1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

- ① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額および期末残高相当額

(単位：千円)

科 目	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	減損損失累計額相当額	期末残高相当額
建 物	223,634	45,266	—	178,367
機 械 及 び 装 置	933,048	374,244	1,390	557,412
車 両 運 搬 具	5,409	2,469	—	2,939
工 具 器 具 及 び 備 品	1,956,563	889,571	9,606	1,057,384
合 計	3,118,654	1,311,552	10,997	1,796,104

- ② 未経過リース料期末残高相当額等

未経過リース料期末残高相当額

1 年 内 497,098千円

1 年 超 1,330,979千円

合 計 1,828,077千円

リース減損勘定の残高 9,056千円

- ③ 支払リース料、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失

支 払 リ ー ス 料 559,472千円

減 価 償 却 費 相 当 額 537,511千円

支 払 利 息 相 当 額 29,004千円

減 損 損 失 10,997千円

- ④ 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

- ⑤ 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

2. オペレーティング・リース取引

未経過リース料

1 年 内 4,707千円

1 年 超 9,838千円

合 計 14,546千円

(関連当事者との取引に関する注記)

(1) 役員および個人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 (被所有割合)	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員 の兼任等	事業 上の関係				
役員 及び近親 者が議決 権の過半 を有する 会社	株式会社 鬼島本舗 (注)1	福岡県 福岡市 東区	20,000	フード サービス 業及び食 品棚卸業	—	—	仕込品の 販売	仕込品の 売 (注)2	206,261	売掛金	49,825
							事務所の 賃貸	賃貸料の 受取り (注)3	3,360	—	—
役員	東富士男	—	—	法律事務所	—	—	顧問 弁護士	顧問弁 護士報 酬 (注)3	3,000	—	—

取引条件ないし取引条件の決定方針等

- (注) 1. 当社取締役米濱和英及び非常勤取締役米濱鉦二の近親者が議決権の100.0%を直接保有しております。
2. 取引価格は、工場から店舗への出荷単価に一定の利益(20%基準)及び出荷諸経費を付加して決定しております。なお、支払条件は、3ヶ月サイトでありませす。
3. 取引価格等は一般的な取引条件によっております。
4. 取引金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 子会社等

属性	会社等の名称	事業の内容又は職業	議決権等 (被所有割合)	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	リンガーハット ジャパン 株式会社	「長崎ちゃんぼ んリンガーハッ ト」の営業	100%	食材等の売上 (注)1	8,576,305	立替金	156,413
子会社	浜勝株式会社	「とんかつ浜 勝」の営業	100%	食材等の売上 (注)1	4,425,234	預り金	281,056
子会社	卓袱浜勝 株式会社	「長崎卓袱浜 勝」の営業	100%	食材等の売上 (注)1	75,493	預り金	3,806
子会社	リンガーハッ ト開発株 式会社	建設業	100%	固定資産の購入 (注)1	1,010,480	未払金	131,647
						立替金	9,966
						未収入金	41

取引条件ないし取引条件の決定方針等

- (注) 1. 取引価格は、関係会社から提示される価格に基づき、市場の実勢価格を勘案して合理的に決定しております。
2. 取引金額には、消費税等は含まれておりません。

(1 株当たり情報に関する注記)

- | | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 531円09銭 |
| 2. 1株当たり当期純損失 | 4円88銭 |

(重要な後発事象に関する注記)

資本準備金の減少

当社は、平成20年4月11日開催の取締役会において、平成20年5月28日に開催の第44期定時株主総会に、下記のとおり資本準備金の額の減少について付議することを決議いたしました。

(1) 資本準備金の額の減少の目的

今後の配当可能利益の充実に図るとともに、自己株式取得などの資本政策に備え、財務戦略上の機動性確保のため、会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金の額の減少するものであります。

(2) 資本準備金の額の減少の要領

平成20年2月29日現在の資本準備金の額5,042,231,165円のうち、3,000,000,000円を減少させ、その他資本剰余金に振り替えるものであります。なお、減少後の資本準備金の額は2,042,231,165円となります。

(3) 資本準備金の額の減少の日程

- | | |
|---------------|----------------|
| ① 取締役会決議日 | 平成20年4月11日 |
| ② 定時株主総会決議日 | 平成20年5月28日(予定) |
| ③ 債権者異議申述公告日 | 平成20年5月29日(予定) |
| ④ 債権者異議申述最終期日 | 平成20年6月30日(予定) |
| ⑤ 効力発生日 | 平成20年7月1日(予定) |

なお、上記内容につきましては、平成20年5月28日開催予定の第44期定時株主総会において承認可決されることを条件といたします。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成20年4月21日

株式会社 リンガーハット

取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員 公認会計士 奥村勝美 ㊞
業務執行社員

指定社員 公認会計士 堺昌義 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社リンガーハットの平成19年3月1日から平成20年2月29日までの第44期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

個別注記表の重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成20年4月11日開催の取締役会決議において、平成20年5月28日開催の定時株主総会に、資本準備金の減少について付議することを決議した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成19年3月1日から平成20年2月29日までの第44期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第159条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成20年4月28日

株式会社リンガーハット 監査役会

常勤監査役 閑 敏 郎 ㊟

監 査 役 東 富 士 男 ㊟

監 査 役 増 山 晴 英 ㊟

(注) 監査役東富士男、増山晴英は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当期の剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 剰余金の処分に関する事項

当期は長崎ちゃんぼん事業の目標売上高未達によるロイヤリティー収入の減少、また不採算店への減損会計適用並びに保証金等の貸倒引当損失等の特別損失計上等により、繰越利益剰余金は欠損となりましたが、これを解消し当社が旨とする株主の皆さまへの安定配当維持のため、別途積立金及び店舗拡張積立金の取崩についてのご承認をお願いするものであります。

① 減少する剰余金の項目とその額

別途積立金	1,000,000,000円
店舗拡張積立金	20,000,000円

② 増加する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金	1,020,000,000円
---------	----------------

2. 期末配当に関する事項

当社は、効率的な経営体制の整備と収益性を重視した店舗展開により、継続的かつ強固な収益基盤を確立することで、株主の皆さまへ安定した利益還元を行なうことと、企業の成長を最優先として経営にあたっております。

当期末配当につきましても、株主の皆さまへの安定的配当を旨としておりますことより、次のとおりといたしたいと存じます。

① 配当財産の種類

金銭といたします。

② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金5円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は101,314,515円となります。

(注) これにより中間配当金を加えました通期の配当金は、1株につき10円となります。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日

平成20年5月29日といたしたいと存じます。

第2号議案 資本準備金の額の減少の件

今後の配当可能利益の充実を図るとともに、自己株式取得などの資本政策に備え、財務戦略上の機動性確保のため、会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金の取崩を行ない、その他資本剰余金に振り替えたいと存じます。

- ① 減少する準備金の額
資本準備金5,042,231,165円のうち、3,000,000,000円
- ② 準備金の額の減少がその効力を生ずる日
平成20年7月1日

第3号議案 監査役2名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役閑敏郎及び東富士男の両氏は任期満了となります。つきましては、監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役の候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (他の法人等の代表状況)	所有する 当社株式の数
①	かん としろう 閑 敏郎 (昭和25年9月21日生)	平成7年2月 当社東京営業管理部長 平成11年5月 ㈱浜勝(現㈱リンガーハット)常勤監査役 平成13年3月 当社常勤監査役(現) 平成13年5月 リンガーハット開発㈱監査役(現)	8,000株
②	あずま ふじお 東 富士男 (昭和14年12月31日生)	昭和45年4月 弁護士開業(現) 平成13年5月 当社監査役(現)	—

- (注) 1. 当社と各候補者との間に特別の利害関係はありません。
2. 候補者のうち東富士男氏は、社外監査役候補者であります。同氏が所長を務められます東法律事務所と当社との間では、法律顧問契約を締結しており、同法律事務所は当社より過去2年間に顧問料を受けております。同氏は過去において会社経営に直接関与しておりませんが、弁護士としての企業法務に関する見識と豊富な経験は、当社の監査体制強化において大いに発揮され社外監査役としての職務を適切に遂行されるものと判断し、社外監査役としての選任をお願いするものであります。また、同氏は現に当社の社外監査役であります。その在任期間は、本総会終結の時をもって7年となります。同氏が原案どおり選任された場合、当社は現に締結しております会社法第427条第1項の規定に基づく、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を継続予定であり、その内容は当該契約に基づく損害賠償責任の限度額を同法第425条第1項に定める最低責任限度額とするものです。

以 上

株主用メモ

株主総会会場ご案内図



ホテルニューオータニ博多

〒810-0004 福岡県福岡市中央区渡辺通一丁目1番2号

Tel (092) 714-1111

地下鉄七隈線・渡辺通駅より徒歩1分

西鉄大牟田線・薬院駅より徒歩5分

西鉄バス・渡辺通り1丁目停留所または柳橋停留所より徒歩1分

JR博多駅より車で7分

福岡都市高速天神北ランプより車で15分

※会場には駐車場及び駐輪場のご用意はございませんので、なるべく公共交通機関をご利用いただきますようお願い申し上げます。